各 位

会 社 名 株式会社だいこう証券ビジネス 代表者名 代表取締役社長 竹 内 透 (コード番号 8692 東証・大証2部) 問合せ先 企画開発部長 風 神 浩 三 (TEL 03-3666-9169)

ストックオプション(新株予約権)の付与に関するお知らせ

当社は、平成 16 年 5 月 24 日開催の取締役会におきまして、商法第 280 条 J 20 ならびに商法第 280 条 J 21 の規定に基づき、株主以外の者に対し特に有利な条件をもって新株予約権を発行することの承認を求める議案を、平成 16 年 6 月 24 日開催予定の当社第 48 期定時株主総会に提案することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを必要とする理由 当社の業績向上に対する意欲や士気を一層高めることを目的とし、当社の取締役、執行役員および その他の従業員に対し発行価額を無償とする新株予約権を発行するものであります。

2. 新株予約権発行の要領

- (1) 新株予約権の割当てを受ける者 当社の取締役、執行役員およびその他の従業員
- (2) 新株予約権の目的となる株式の種類および数

当社普通株式 153,000 株を総株式数の上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式数についてのみ行われ、調整による1株未満の端数は切り捨てる。調整後株式数 = 調整前株式数×分割(または併合)の比率

- (3) 発行する新株予約権の総数 153 個(新株予約権1個当たりの目的となる株式数は1,000株)
- (4) 新株予約権の発行価額 無償で発行するものとする。
- (5) 新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額

新株予約権1個当たりの払込金額は、次により決定される1株当たりの払込金額に新株予約権1個当たりの目的となる株式数を乗じた金額とする。

1株当たりの払込金額は、新株予約権を発行する日の属する月の前月の各日(取引が成立していない日を除く)における東京証券取引所における当社普通株式普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げ)とする。

ただし、当該金額が新株予約権を発行する日の終値(取引が成立していない場合はその前日の 終値)を下回る場合は、当該終値とする。 なお、新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額 を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

また、時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払 込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

既発行株式数+

新規発行または 1 株当たり払込金額 処分株式数 × または処分価額

新規発行前または処分前の株価

調整後払込金額 = 調整前払込金額× -

既発行株式数 + 新規発行または処分株式数

(6) 新株予約権の権利行使期間 平成 18 年 7 月 1 日から平成 21 年 6 月 30 日まで

(7) 新株予約権の権利行使の条件

新株予約権者は、権利行使時において当社の取締役、執行役員およびその他の従業員の地位を保有していることを要する。ただし、取締役または執行役員を退任もしくは従業員を退職した場合は、その翌日から起算して6カ月間に限りその権利を行使することができる。新株予約権者が死亡した場合は、死亡後6カ月間に限り、相続人がその権利を行使することができる。

新株予約権者は、付与された権利の譲渡、質入その他処分をすることができない。 その他の条件については、本総会および取締役会決議に基づき、当社と対象取締役、執行 役員およびその他の従業員との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

(8) 新株予約権の消却事由および消却条件

当社は、新株予約権の割当てを受けた者が(7) による権利を行使できる条件に該当しなくなった場合には、その新株予約権を無償で消却することができる。

(9) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。

(注)上記の内容については、平成 16 年 6 月 24 日 (木曜日) 開催予定の当社第 48 期定時株主総会において本件議案が承認可決されることを条件といたします。

以上